

◆野党と市民の共同で新しい政治の実現を!

日本共産党船橋議員団

ミニにゅうす

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005
 県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347
 <市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>
 市会議員

岩井 友子 ☎438-8647 事務所☎429-2160
 中沢 学 ☎447-0557 事務所☎440-7950
 金沢 和子 ☎422-5278 中沢 学 ☎493-8140
 坂井 洋介 ☎404-2039 松崎 さち ☎090-6156-8592
 佐藤 重雄 ☎432-9872 渡辺 ゆう子 ☎462-7273

マイナンバー制度の個人番号

ただ漏れになりかねない住民税額通知

個人番号制度はセキュリティをどんなに強化しても情報漏えいや悪用が防げず、自分の個人情報や本人がコントロールできない基本的人権を侵害する制度です。

総務省が、平成29年度以降の給与所得等の住民税の特別徴収税額通知に、従業員の個人番号を記載して事業主に送付するよう通知を出し、船橋市はそれに従おうとしています。

第4回定例市議会には、市内で開業する税理士の方から、個人番号記載中止を求める陳情が提出され審議を行いました。

委員会審議の中で、中小企業などでは個人番号の管理体制が整っていないところが多いことや、市が出した特別税額通知を事業所の

担当者以外にわたる恐れがあること、普通郵便では特に誤配達、紛失による情報漏えいのリスクが考えられることなどが明らかになりました。

また、個人番号の通知への記載は、記載しなくても市の事務には影響せず、税額通知への個人番号記載は、あらたな財政負担をふやし、情報漏えいリスクを生ずるばかりで、非常に問題があることがはっきりしました。

自治体独自の手法は許されている

この問題は、他の自治体でも同様で、東京都の23区など、いろいろな自治体が個人番号の記載を不要とするよう、総務省に申し入れ

「最善の政策」には、程遠い居住権の保障

地域包括ケアシステムを

「残酷なシステム」にしないために…

高齢になっても、住み慣れた地域で、それまでの近隣との絆の中で、医療や介護を受けられて、くらし続けられるシステム、それが「地域包括ケアシステム」を形容する言葉として使用されています。

船橋市でも、このシステムの構築を進めています。そのための現状をまとめた「調査報告書」が提出されました。

それを見ても、深刻な事態が浮かび上がってきます。

特に、「居住をどうするか」ということについては、深刻な事態になることがほぼ確実

です。それに対して、市が検討していることと言えば、「89.9%の方が、今の住まいに住み続けたい」という調査結果(副市長の答)に対して、「それは無理」とばかりに、「住み替えの支援」を行う、というのが主な内容です。

それも、不動産業者の団体などで「組織をつくってもらう」程度で、心もとない話です。

居住確保に「最善の政策」を

最善の「居住確保政策」は、

住宅の供給主体が民間であれ公的であれ、船橋市が主体となって「供給されている住宅」を一元的に管理し、「需要に応じて」提供する、というシステムを確立することです。

今のままでは

「残酷なシステム」になりかねません

市は、「住み替えの支援」と言いますが、現在の考え方は、市内を5つにくぎっている「行政ブロック」内なら「日常生活圏」だなどと言い、それまでの近隣の知り合いだった人が訪ねてきてくれることな

き力を注ぎます。

それぞれの「住居」が高齢になってますます続けられるための、バリアフリー化などの改善も行わなければならない。それが出来ないという理由はないはず。確かに、公的な財政負担は必要ですが、医療費や介護費用の抑制効果を考えれば、「効果的な財政支出」、「活きた税の使い方」です。

ど考えず、「車で30分でも」許される、などと答えているのです。

このままでは、「残酷なシステム」になります。そうしないために、引き続き力を注ぎます。

日本共産党船橋市議団主催

無料 法律相談

1月19日(木)
2月9日(木)

弁護士が相談を受けます
労働相談も受けています
会場：中央公民館
時間：午後1時～4時
要予約 ☎436-3030

や要望を行っています。さらに自治体によっては、番号欄に個人番号は記載せず*印を印字して普通郵便で送付し、求めのあった事業主にのみ簡易書留で郵送する、という方法を取る自治体も出ています。

このように番号記載による情報漏えいリスクをしっかりと認識した対策を進めている自治体があり、船橋市としてもそうした努力をすべきです。

船橋市は普通郵便ではなく、簡易書留による郵送を考慮しており、郵送料が3000万円にも増大するとのこと。